

横浜市における無料低額宿泊所の現状と課題への考え方について

1 無料低額宿泊所の現状について

- (1) 施設の状況
 - ・施設数 34、定員 1308 名、入所者数 1278 名、うち生活保護受給者数 1155 名
(平成 21 年 6 月末現在。厚生労働省調査結果)
- (2) 運営ガイドライン
 - ・厚生労働省のガイドラインを踏まえ、平成 15 年 9 月 1 日より、「横浜市無料低額宿泊事業のガイドライン」を施行。
(平成 16 年 6 月 1 日、平成 19 年 4 月 1 日にそれぞれ改定。)

2 第 3 回検討チーム議題に対する横浜市の考え方

- (1) 無料低額宿泊施設（以下、「施設」という）に対する法規制について
 - ・法規制の前提として、施設の定義づけをすべき
 - ・単なる基準の厳格化だけでは無届施設の増加を招く
 - ・届出（または許可）施設に対する規制と無届施設に対する規制が必要
- (2) 事業者に対する新たな規制について
 - ・最低基準：国が最低基準を明確にしたうえで各自治体の運用(上乘せ基準の設定等)認める
 - ・金銭管理：一律の禁止は困難。ただし、金銭管理を行う場合については、福祉事務所の判断と関与のあり方の検討が必要
 - ・面積基準：個室化を前提とした面積を最低基準化すべき
 - ・支援員：業務及び資格等要件の明確化が必要
 - ・退所支援計画：①退所を前提とした計画は必要
(施設の定義づけに合わせた入所期間のモデルの検討が必要)
②退所困難者への支援策が必要
(無料低額宿泊施設以外の宿所・居所のあり方)
 - ・収支報告：市民にわかりやすい公開方法と内容とすべき
 - ・入所要件：何らかの規定が必要
(施設のある自治体で生活に困窮している方のみに限定する等)
- (3) 福祉事務所における取り組みについて
 - ・訪問活動：他の在宅生活者と同じ基準で実施している。
 - ・転居支援等：必要に応じて行っている。
 - ・生活保護費：本人交付を徹底している。
- (4) 都道府県、指定都市、中核市本庁における取り組みについて
 - ・届出受理担当、監査担当、生活保護担当とで立ち入り監査を実施している。
〔横浜市社会福祉等監査実施要綱に基づき実施。(年/6～8箇所)〕
 - ・優良施設に対する財政支援を行う場合は、生活保護費によらない別の運営費補助の仕組みが必要。